

会、都道府県に都市計画地方審議会を置くことになり、また開発許可による係不服審査を処理する機関として、都道府県に開発審査会を置くことになった。

#### □ 市街化促進のための事務合理化

農林大臣との協議が整って指定された

## 市街化地域と市街化調整区域

次に、もつとも問題とされている市街化区域、市街化調整区域についても少し詳しく述べてみることにしよう。

- (1) 都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化をはかるため、都市計画区域を区分して市街化区域および市街化調整区域を定める。
- (2) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域およびおおむね十年以内に優先的かつ、計画的に市街化を図るべき区域とする。
- (3) 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域にする。
- (4) 市街化区域および市街化調整区域については、その区分および各区域の整備、開発または保全の方針を都市計画に定める。

#### □ 農地転用許可などの規制は

市街化区域においては、農地転用許可による規制は從来よりはるかに厳格になることが予想され、したがって市街化調整区域では、開発許可制度と農地転用許可等の規制と双方によつて開発が規制されることになる。

#### □ 都市計画税は

従来、原則として（行政の運営上）都市計画区域の全域から徵収されていた都市計画税については、今後、市街化区域に限定されることになり税率の引上げなども考えられるのではないかと思われる。

以上、新都市計画法のあらましについて述べてみたが、このほか宅地開発との関連、農林漁業の用に供される不要許可問題、また、都道府県が国または中小企業振興事業団と一緒に助成する中企業の共同化、または集団化に寄与する場合の特別な取扱いなどの問題がある。

× × ×

このようにいろいろの問題点を含み、かつ今後の課題を残して新法が成立施行されたのであるが、さきにも述べたとおり。

市街化区域においては、農地法による農地転用許可などがいらなくなり、届出さえすればいいことになったこと。これはすなわち、市街化区域は、積極的に市街化を促進する区域のため、農林大臣と区域決定について協議成立したことにより、いわば包括的に農地転用許可があつたものとして理解し得るからである。

#### □ 市街化区域では事業を

集中的に

これが法文の内容であるが、現在の都市問題の中で、特に緊急な対策を要することは人口の激しい都市への集中化により、無秩序な市街地の拡大である。

大都市周辺はもちろん、中都市へもその傾向がみられ、道路、排水施設も満足に備えず、狭小で不整形な宅地が無秩序に建並んでいるのが現実である。そのため公共投資が市街地形成を誘導するのではなく、スプロールの動向によつて、公共投資が終始せざるを得ない、いわゆる後追い的な逆の状況が生じている。これでは、早かれ、おそかれ再開発を余儀なくされることにもなり二重投資の弊をまぬかれない。

その解決策は何よりも先に、市街地の形をどのようにして、計画づけ、誘導

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね十年以内に、優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域であるから、用途地域はもちろん、その他の地域地区を定め道路（街路）、公園、下水道、義務教育施設などの都市施設を都市計画に定め、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業等集中的に実施することとなり、他方、市街化調整区域では、原則として用途地域は定めないこととし、新住宅市街地開発事業などの市街地開発事業は行なわないことになる。

これは、行政運用上の問題でなく、法律上市街地開発事業は、市街化区域に限定されている。

#### □ 両区域の基準と開発許可制度

市街化区域および市街化調整区域は、当分の間、人口の都市集中の集積地域、つまり大都市およびその周辺都市、新産業都市、工業整備特別地域、おおむね人口十万以上の都市となつてゐる。

この区域区分が定められると、開発許

り、新法は都市問題の解決への第一歩を踏み出したものと思われ、新法の意図し

た理想が達成されるか否かは、今後の運用如何、また、関連諸課題へ解決如何に

#### 建築物（工作物）についての基準

かかるているのではなかろうか。

（計画課）

風致地区一覧表

都市名	風致地区名	面積
八代市	江津湖風致地区	二二三、ヘクタール
八代市	水前寺風致地区	三八、二
熊本市	花岡山風致地区	四二、七
熊本市	立田山風致地区	一五五、〇
八代市	本妙寺山風致地区	一八、六
八代市	八景水谷風致地区	一五七、八

独立木	高さ一五メートル以下、その他
木竹の伐採についての基準	採取に伴い生ずる法面の高さ五メートル以下、その他

これが法文の内容であるが、現在の都市問題の中で、特に緊急な対策を要することは人口の激しい都市への集中化により、無秩序な市街地の拡大である。大都市周辺はもちろん、中都市へもその傾向がみられ、道路、排水施設も満足に備えず、狭小で不整形な宅地が無秩序に建並んでいるのが現実である。そのため公共投資が市街地形成を誘導するのではなく、スプロールの動向によつて、公共投資が終始せざるを得ない、いわゆる後追い的な逆の状況が生じている。これでは、早かれ、おそかれ再開発を余儀なくされることにもなり二重投資の弊をまぬかれない。

その解決策は何よりも先に、市街地の形をどのようにして、計画づけ、誘導

市街化区域および市街化調整区域は、当分の間、人口の都市集中の集積地域、つまり大都市およびその周辺都市、新産業都市、工業整備特別地域、おおむね人口十万以上の都市となつてゐる。

この区域区分が定められると、開発許

#### □ 民間開発と公共投資は

さらに、公共施設の整備の責任分担を明確にするという趣旨から、市街化区域においては、公共の側が都市形成のための公共投資を積極的に行なうことは当然のこととし、例えは民間開発業者が整備した公共施設のうち、幹線道路、大規模な公園などについては、公共の側で用地費相当額を分担することなどとし、從来まで土地区画整理事業のみ適用されていた管理者負担金制度を拡充されている。これらのことでも、市街化区域においては、公共の責任において整備をするという思想が明確化されたといえよう。

一方、市街化調整区域では、原則として、公共投資をしないので、民間開発は公共施設をすべて、自らの手で負担整備しなければならないこととされている。

し、規制していくかにあると考える。それにこたえるには、やはり、優先的かつ計画的に市街化をはかる区域と、そうでない区域を、はつきり区分することにあ

ることになる。

要するに、市街化調整区域については、都道府県の行なう開発行為或いは、農林漁業者の業務用建築物を建築するための開発行為などについて不要となつてゐるほかは、あらゆる場合許可を要することとされ、しかもその許可基準自体が知事を拘束するものとして法律で厳しく限定されているのである。

（計画課）

なお、樹木の採伐、竹林の伐採又はこれらの皆伐については詳細な基準がありま

す。